

3 御堂筋にふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみのルール

大阪のシンボルストリートにふさわしいにぎわいと魅力あるまちなみ創造に向けて、周辺のまちなみの状況を把握し、地域の歴史やまちの成り立ちを考慮したうえで、建築物及び敷地単位のみだけではなく、周辺環境や御堂筋沿道全体として調和も配慮しながら、本デザインガイドラインに沿って建築物等の配置、規模、形態・意匠、低層部の用途等の内容について検討してください。

(1) 風格あるビジネスゾーンの形成に向けて



- 1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成
- 2) 街区で調和した魅力的な空間づくり
- 3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

1) 落ち着きと統一感のあるまちなみの形成

●狭小敷地への対策

- 1.1.1 御堂筋沿道は、市内でも比較的規模の大きな敷地に、近代建築物が建てられ、風格あるまちなみを形成してきました。

御堂筋沿道の既存の狭小敷地については、建物の更新時期等にあわせて共同化、一体化を検討してください。

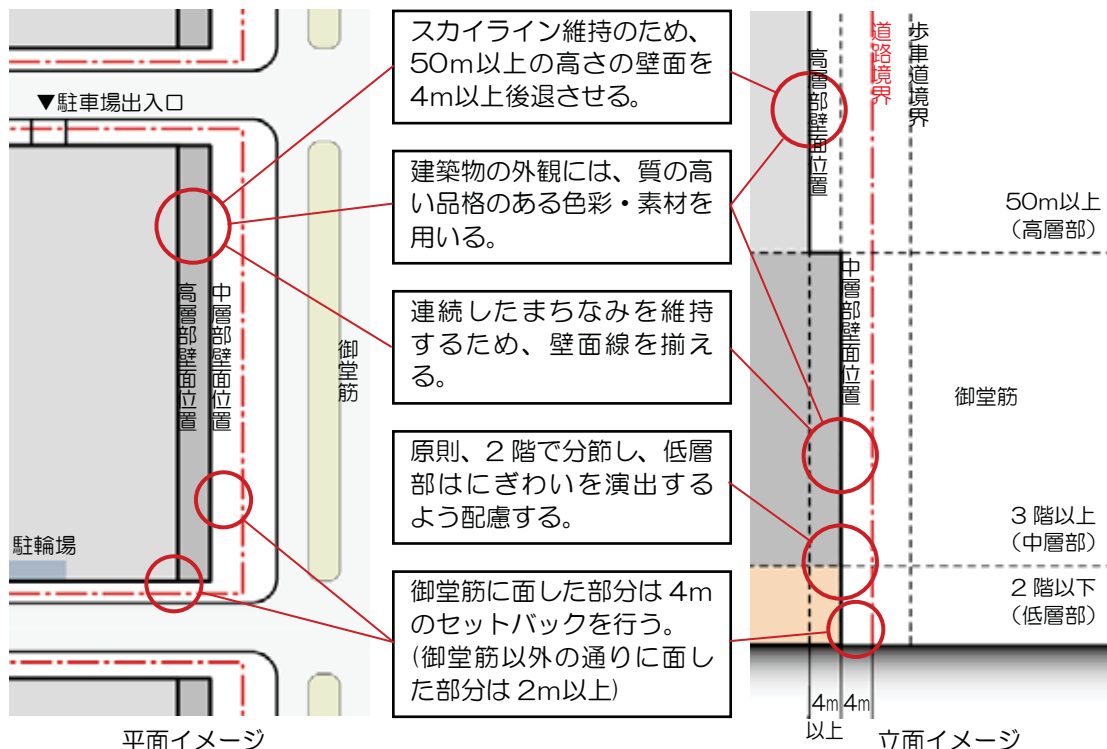
●御堂筋にふさわしい外観

(形態)

～基壇部の形成～

- 1.1.2 これまでに形成されてきたまちなみの連続性を継承するため、御堂筋に面する建築物の低層部・中層部の壁面を御堂筋から 4m 後退した位置に設置し、高さが 50m を超える部分（高層部）はさらに 4m 以上後退させることで、50m 以下の部分で基壇部を形成することとします。
- ただし、本ガイドライン策定時に既に存在している神社、寺院、教会その他これらに類する建築物の門、塀については、既存の位置を超えずに設けるものについてはこの限りではありません。

<建物の配置と外観のデザイン>



- 1.1.2 階段や塔屋など建築物の一部を 50m にしておけばよいということではなく、建築物の壁面が 50m の高さで連続するようにしてください。

(高さの最高限度の取扱い)

- **1.1.3** 御堂筋に接する敷地については、50mを超える部分は、後退距離の2倍の高さ※まで、建築することができます。

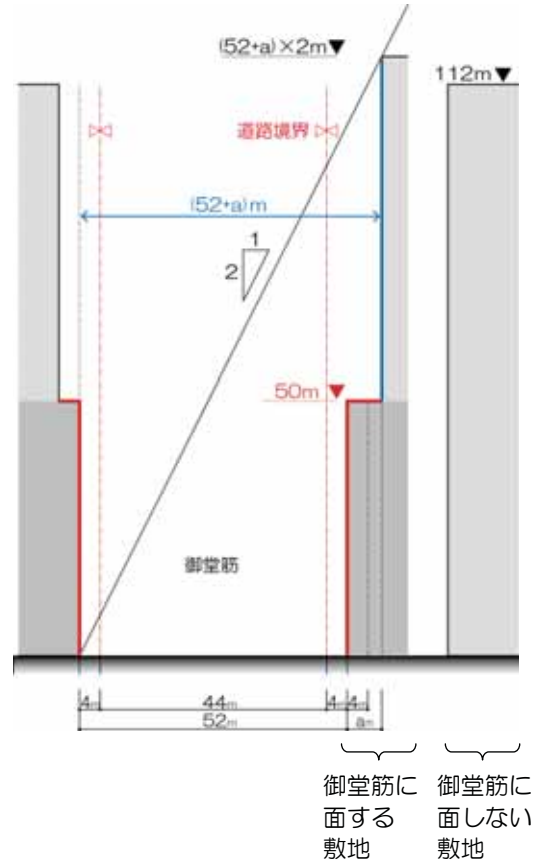
※高さ50mを超える部分から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離のうち最小のものに、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 御堂筋に接しない敷地については、112m※の高さまで建築することができます。

※御堂筋から8m外側の線から、御堂筋の反対側の境界線より4m外側の線までの水平距離に、2を乗じた高さ

- **1.1.3** 建築物の最高高さには、階段室、昇降機塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含みます。

建築物の高さの限度	
御堂筋に接する敷地	D : H = 1 : 2
御堂筋に接しない敷地	112m



	望ましい例	認められない例
断面 イメージ	• 50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。	• 50m以下の部分を後退させる場合。 • 50mの軒線が強調されなくなるため認められません。

	望ましい例	認められない例
立面 イメージ	• 50mを超える部分をさらに 4m以上後退させることで基壇部を形成します。 (※東西道路側は、50mを超える部分の壁面後退距離の指定はありません。)	• 50m以下の部分が、一部だけ 50mに達している場合。 • 50mの軒線が強調されなくなるため認められません。

注 上記の断面イメージと立面イメージは上下に1対1で対応しているわけではありません。

～50m軒線の強調～

- **1.1.4** まちなみとして 50m軒線を強調することとします。

(例)

- 外壁意匠の切替え：

中層部は重厚な、高層部は軽快な意匠とすることで、外壁面を際立たせる。閉塞感の軽減、適度な囲まれ感の演出にもつなげる。

- 軒飾[※]等で軒を強調：

50mまでの壁面の頂部を軒飾等で装飾することで、軒線を強調する。軒飾は壁面後退の適用を除外します。

※建築物の高さが48mを超え、50m以下の外壁の部分に設ける突出部

- 50mを超える部分の壁面を大きく後退：

敷地条件や建物用途に応じて、50mを超える壁面を4m以上後退することにより、軒線を際立たせる。

- なお、50mを超える部分の壁面後退部の形状等については、軒線の強調や景観に配慮してください。

(意匠)

- **1.1.5** シンボル・ストリートのビスタ景[※]を演出するため、低層部（原則2階まで）と中層部（原則3階以上 50m以下。以下同じ）はデザインの的に分節されるよう工夫してください。

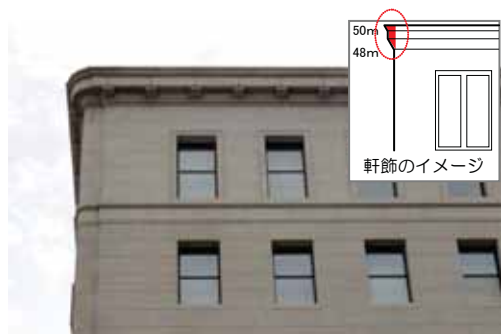
※見通し景。直線的景観。



軒線が連続したまちなみ（パリ）



中層部と高層部で外壁意匠を切り替えている例。



軒飾で軒を強調している例。



素材や意匠の切り替えにより低層部と中高層部を分節している例。

- **1.1.6** まちなみに緩やかな調和を生むため、壁面は窓と壁で構成することを基本とします（中層部は壁面だけ、窓面だけとならないようにする）。全面をガラスとする場合にはマリオン※やルーバーなどで分節化を図ってください。

※方立。窓と窓等を仕切る縦枠材。



独立窓とし陰影を創り出している例。



マリオンとルーバーで分節し存在感を出している例。



マリオンにより垂直方向のラインを強調している例。

- **1.1.7** 御堂筋以外の道路に面する壁面の形態・意匠については、本規定は適用しませんが、御堂筋に面する外壁の意匠との調和を図るよう努めてください。



低層部と中層部をデザインの的に切り替えています。また御堂筋側は垂直方向のラインを強調し、東西方向道路側とは異なるデザインを採用していますが、全体として調和のとれた外観を実現しています。

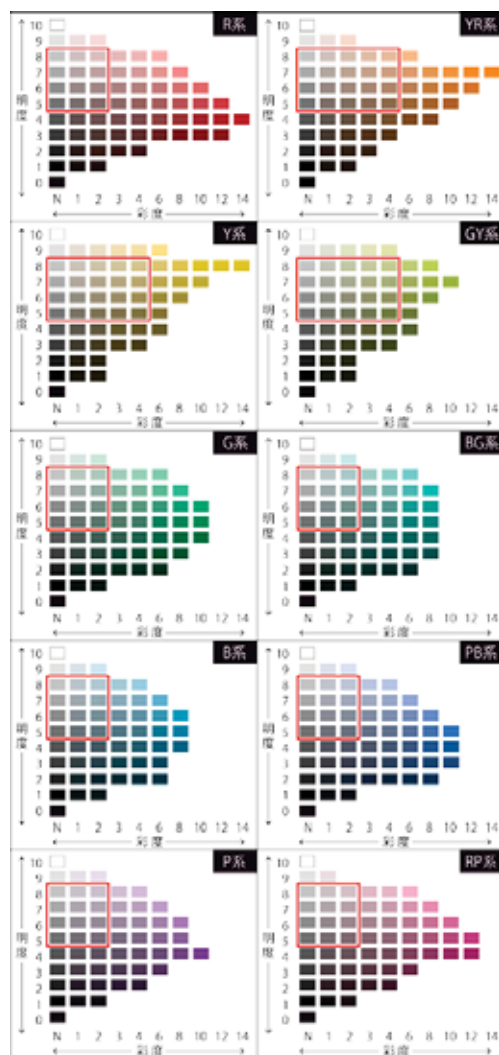
（素材）

- **1.1.8** 御堂筋に面する壁面の素材は、重厚感があり、時の経過とともに風合いを増すもの、長期的な使用に耐え経年劣化しにくいものを用いることを基本とします。



(色彩)

- **1.1.9** 風格のあるまちなみの連続性を創出するため、中高層部の壁面は落ち着いた色彩とし、ベースカラー（外壁の大部分を占める色彩）は以下の範囲を基本とします。
 - ・ Y系、YR系、GY系：明度 5～8/彩度 4 以下
 - ・ その他の色相：明度 5～8/彩度 2 以下
- **1.1.9** 中高層部の壁面にサブカラー（変化や個性を与える色彩）を用いるときは、ベースカラーと極端な明度差・彩度差が生じないように、全体のバランスに配慮してください。
- **1.1.9** 中高層部の壁面にベースカラー・サブカラーと特に明度差・彩度差の大きな色彩をアクセントカラー（小面積に使用して全体を引き締める色彩）として用いるときは全体のバランスに配慮してください。



ベースカラーの色彩の範囲
(マンセル表色系による)

(夜間景観)

- **1.1.10** 御堂筋に面する外観は、夜間にも風格のあるまちなみを生み出すよう照明を検討してください。

(例)

- ・ ライトアップにより壁面の立体感を演出する。
- ・ 50mの軒線を際立たせる照明を工夫する。
- ・ 50m軒線の連続性に配慮しつつ、建物頂部の演出を工夫する。
- ・ 歴史的な価値のあるものについては特に、モニュメントとして中高層部の建物のライトアップを検討してください。

※意匠、素材、色彩等は原則上記の指針等に沿ったものとします。ただし、御堂筋にふさわしく、デザイン性に優れたものについてはこの限りではありません。



外壁のライトアップにより壁面の立体感を演出している例。



夜間照明により軒線を際立たせている例。

2) 街区で調和した魅力的な空間づくり

- 並木が連なる快適な歩行空間の形成
- ・ **1.2.1** 御堂筋以外の道路沿いの植栽は、街区の一体性や通りの連続性が感じられるように、向かい合う街区間や、隣接敷地間で樹種や植え方等の仕様を共通させるよう配慮してください。
- ・ **1.2.2** 東西通りに面した並木の位置は、歩行空間を広く確保できるため、駐停車防止用の車止めを兼ねるなどして、右図におけるAの位置に設けることを基本としてください。

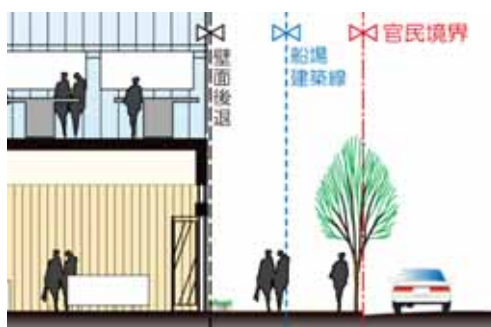
(船場後退部分、壁面後退部分の設え方法)

- ・ **1.2.3** 船場建築線による後退部分は、歩行空間として整備し、隣接地との連続性に配慮してください。
- ・ **1.2.4** 壁面後退部分は、船場建築線部分との段差が生じないものとし、歩行空間・にぎわい空間として利用できるよう植栽等の配置に配慮をしてください。
- ・ **1.2.5** 照明は、建物側と道路側でできるだけ効率的・効果的に必要な照度を確保できるよう、仕様や位置について関係部局と調整してください。

- 舗装材、ストリートファニチュア等の仕様の統一
- ・ **1.2.6** 土佐堀通、今橋通、平野町通、備後町通、本町通、中央大通などの歩道は、東西方向の各道路に特色が出るよう、舗装材・舗装パターンに変化をつけています。船場後退部分、壁面後退部の舗装は、これらとの一体感が出るよう仕様やデザインを配慮してください。
- ・ **1.2.7** 隣接敷地間でも一体感が出るよう、舗装材やストリートファニチュア等の仕様やデザインについて配慮してください。



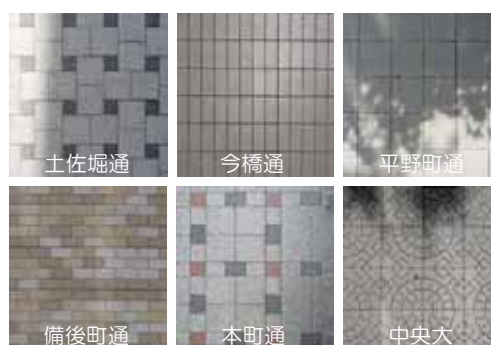
向かい合う街区間で樹種を統一させた例。



A



並木を上図におけるAの位置に設けた例。



東西方向道路の舗装材・舗装パターンの違い

3) 風格あるまちなみを阻害する要因の対策

- 建築設備等の修景

- ・ **1.3.1** 建物の外部に面した建築設備等は修景してください。また電力・通信の地上機器等の設置位置は、御堂筋地上部から見えないよう配慮してください。

- 自動販売機の排除

- ・ **1.3.2** 自動販売機はおとなしい色使いでも、ビルやまちなみの品格を阻害します。自動販売機は御堂筋沿道には設置しないこととします。



壁面を最上階から1層分立ち上げ、さらに内側に植栽を施すことで建築設備等を修景している例。